

新旧対照表

神奈川県企業庁聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程

新	旧
<p>(弁明の機会の付与の通知等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 弁明者(前項の通知を受けた者(法第31条において準用する法第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下この条において同じ。)の変更を行政庁に申し出ることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第19条 この規程(第1条第1項を除く。)の規定は、神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「行政手続法(以下「法」という。)」とあるのは「神奈川県行政手続条例(以下「条例」という。)」と、第3条第3項、第4条(第3項を除く。)、第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項、第13条第1項及び第3項並びに第14条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第15条第1項中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、同条第2項中「法第31条」とあるのは「条例第29条」と、「法第15条第4項後段」とあるのは「条例第15条第4項後段」と、第16条中「法第29条第2項」とあるのは「条例第27条第2項」と、「法第20条第2項及び法第21条第1項」とあるのは「条例第20条第2項及び条例第21条第1項」と、第17条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(弁明の機会の付与の通知等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 弁明者(前項の通知を受けた者(法第31条において準用する法第15条第3項の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下この条において同じ。)の変更を行政庁に申し出ることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第19条 この規程(第1条第1項を除く。)の規定は、神奈川県行政手続条例(平成7年神奈川県条例第1号)第3章第2節及び第3節の規定による聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続について準用する。この場合において、第2条中「行政手続法(以下「法」という。)」とあるのは「神奈川県行政手続条例(以下「条例」という。)」と、第3条第3項、第4条(第3項を除く。)、第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第10条第1項、第13条第1項及び第3項並びに第14条第1項中「法」とあるのは「条例」と、第15条第1項中「法第30条」とあるのは「条例第28条」と、同条第2項中「法第31条」とあるのは「条例第29条」と、「法第15条第3項」とあるのは「条例第15条第3項」と、第16条中「法第29条第2項」とあるのは「条例第27条第2項」と、「法第20条第2項及び法第21条第1項」とあるのは「条例第20条第2項及び条例第21条第1項」と、第17条第1項中「法第29条第1項」とあるのは「条例第27条第1項」と読み替えるものとする。</p>